

個人情報保護法の改正概要

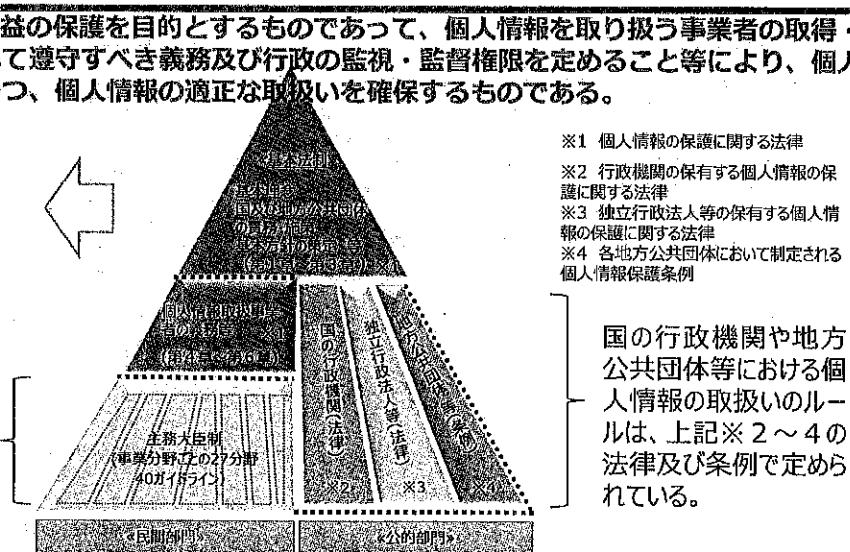
平成27年11月
内閣官房 IT総合戦略室

1. 個人情報保護法等の体系

個人情報保護法は、個人の権利利益の保護を目的とするものであって、個人情報を取り扱う事業者の取得・利用・提供等その一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監視・監督権限を定めること等により、個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するものである。

個人情報保護法（右図赤色）は、
 ①官民を通じた個人情報の取扱い
 に関する基本理念等を定めた部分と、
 ②民間の事業者における個人情報
 の取扱いのルールを定めた部分から
 構成されている。

現行の個人情報保護法では、事業
 等を所管する各省庁が、27分野、
 38のがイドライン（平成27年9月1
 日現在）を策定し、所管の事業分
 野の事業者を監督。



分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療（一般）	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理（一般）	厚生労働省	福祉	厚生労働省
医療（研究）	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	郵便	総務省	雇用管理（船員）	国土交通省	国土交通	国土交通省
		信書便	総務省	職業紹介等（一般）	厚生労働省	環境	環境省
		経済産業	経済産業省	職業紹介等（船員）	国土交通省	防衛	防衛省
		警察	国家公安委員会	労働者派遣（一般）	厚生労働省		
金融	金融庁	法務	法務省	労働者派遣（船員）	国土交通省		
信用	経済産業省	外務	外務省	労働組合	厚生労働省		
電気通信	総務省	財務	財務省	企業年金	厚生労働省		
				農林水産	農林水産省		

2. 個人情報保護法の改正概要

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

背景

- 情報通信技術の進展により、膨大なパーソナルデータが収集・分析される、ビッグデータ時代が到来。
- 他方、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために、企業は利活用を躊躇。（例：大手交通系企業のデータ提供）
- また、いわゆる名簿屋問題（例：大手教育出版系企業の個人情報大量流出）により、個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念も増大。

対応

- 個人情報の定義を明確化することによりグレーゾーンを解決し、また、誰の情報か分からないように加工された「匿名加工情報」について、企業の自由な利活用を認めることにより経済を活性化。
- 他方、いわゆる名簿屋問題対策として、必要に応じて個人情報の流通経路を辿ることができるようになり、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設け、不正な個人情報の流通を抑止。

2

2. 個人情報保護法の改正概要

個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備

3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

6. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

3

(2)

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）
〔個人情報保護委員会 資料〕

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- 保有個人データの開示方法**（※）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
(※)現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。
(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
(※)一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。
(※)現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
(※)命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。
(※)個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

個人情報保護制度の見直し に向けた中間整理案 (概要)

令和2年8月
個人情報保護制度の見直しに関する検討会

個人情報保護制度見直しの狙い

1

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を統合し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを、独立規制機関である個人情報保護委員会が一元的に所管する体制を構築する。

<一元的所管の具体的な意味>

- 統合後の法律の執行（監視・監督）は、個人情報保護委員会が行う。
- 統合後の法律の有権解釈権は、個人情報保護委員会に一元的に帰属する。
- 統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行う。

- その際、来年の通常国会に改正法案を提出する前提で、現行法制の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正する。

<不均衡・不整合の例>

- 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- 国立病院、民間病院、自治体病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。

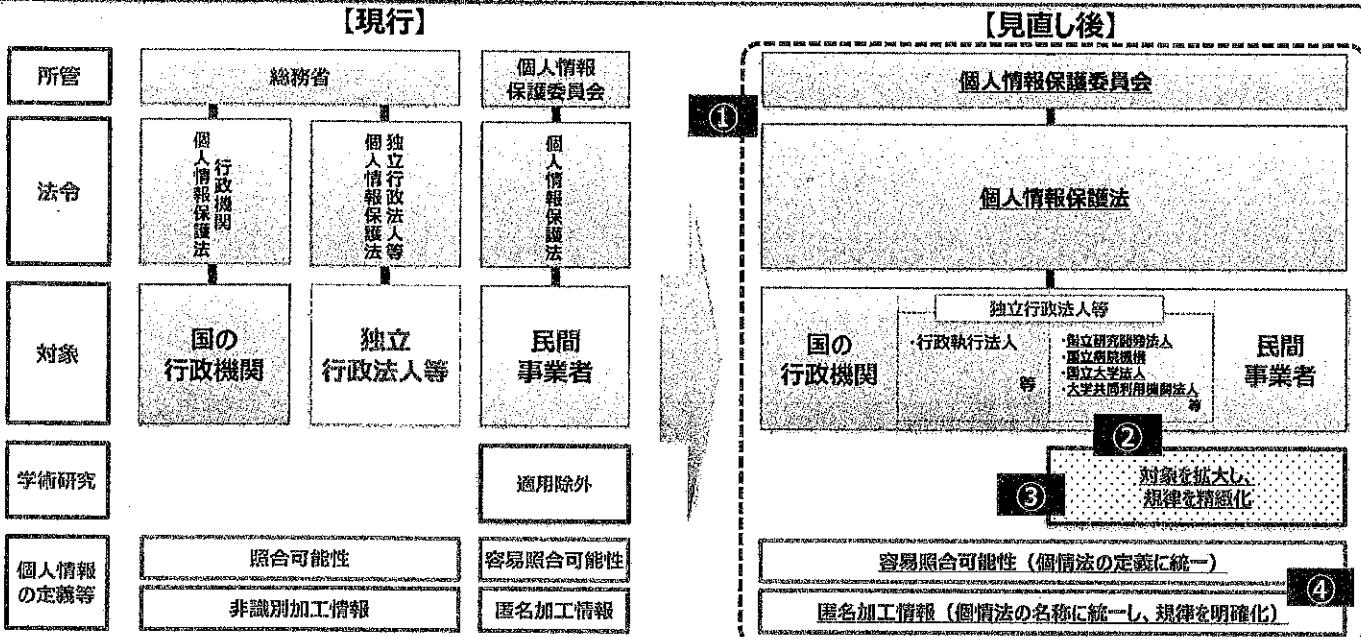
○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合し、所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野や学術分野の独法等には、原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用。その一環として、個人情報保護法の学術研究に係る適用除外規定を見直した上で、国立研究開発法人や国立大学法人にも対象を拡大。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を官民で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、今後、地方公共団体の意見を十分聞きながら、検討会において具体的な検討を行うこととし、年内を目途にその結果を「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」に報告することとする。

医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- 現行の独法等個情法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- その結果、医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- 法の施行状況の調査・公表
- 総合案内所の運営
- 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ガイドラインの策定
- 報告及び立入検査
- 指導及び助言
- 勧告及び命令
- 間接罰

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

規律の不均衡が発生

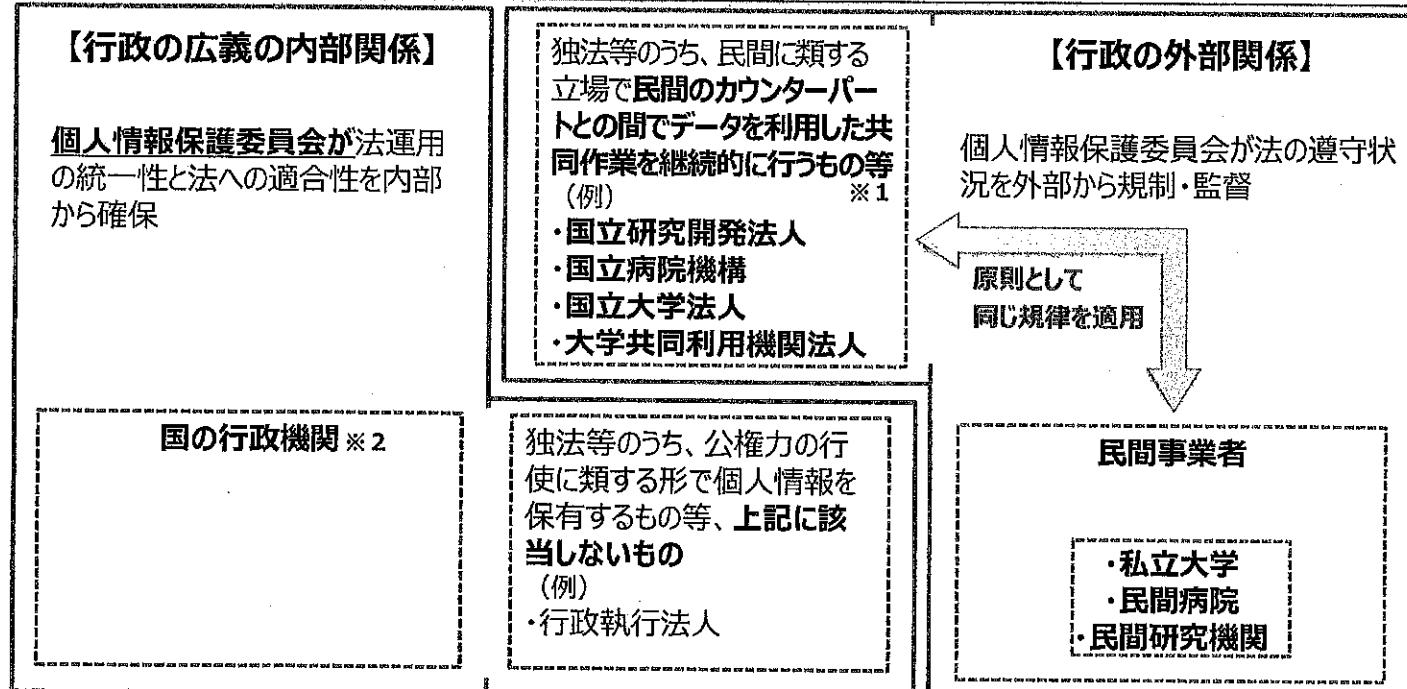
民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

4

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。



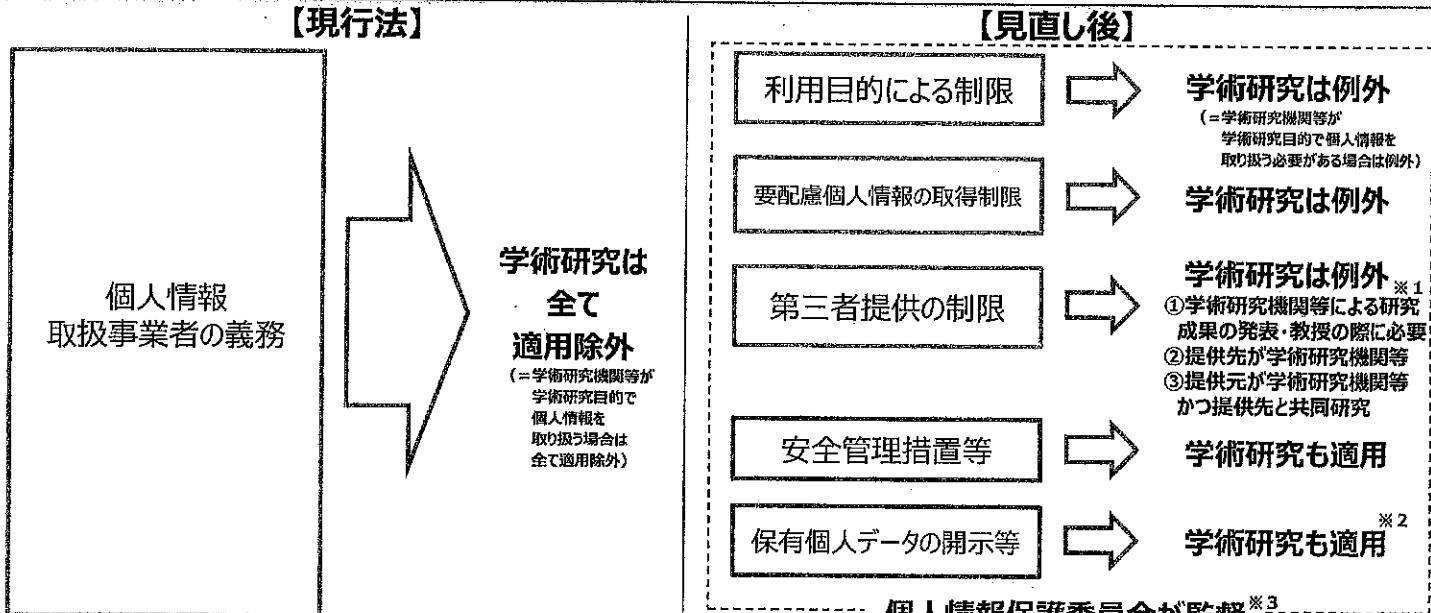
※1 「民間のカウンターパートと継続的なデータ流通を行う業務」と「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」の双方を行っている独法等があると判明した場合は、前者の業務に対してのみ民間事業者と同じ規律を適用することも含めて検討する。

※2 国に直属する医療機関のうち、機関の性格に照らして可能なものには、原則として民間事業者と同様の規律を適用する。

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

5

- ・ EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても GDPRに基づく十分性認定を適用可能とするなどを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を努力義務として求めるとともに、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国立大学）、学会、国立研究開発法人等（下線は今回追加されるもの）

※2 国立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※3 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

<現行法の規律>

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」となるものを含む」
- ◆ 行政機関個情法及び独法等個情法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」となるものを含む」

<対応の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、両部門における「個人情報」の定義を統一する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用する。
3. その際、公的部門において保護の対象となる情報の範囲が現在よりも狭まることを回避するため、一元化の機会に、例えば、政府の解釈として、以下の内容を明確化する。

行政機関は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関に存在する場合であっても、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。

4. また、行政機関等に対する開示請求権に係る規定が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有すること等を踏まえ、開示請求権等の一部の規律については、規律の対象となる情報の範囲が変わらないこと（＝「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」となるものを含むこと）を条文上明記する。

匿名加工情報と非識別加工情報（用語の統一と規律の明確化）

<現行法の整理>

- ◆ 「匿名加工情報」（個人情報保護法） : 非個人情報
 - ◆ 「非識別加工情報」（行政機関個情法等） : 個人情報
-] 内容は同じ（個人情報を同一基準で加工）
- ◆ 非識別加工情報（匿名加工情報）は行政機関等にとっては個人情報に該当し得るとの前提で規定している結果、行政機関等に適用される規律が一部不明確（例：自発的作成の可否、民間部門から取得した場合の扱い）

<対応の方向性>

1. 一元化の機会に、名称を「匿名加工情報」で統一する。

【理由】

- ① 同じ内容の情報が民間部門と公的部門とで異なる名称となることは、国民の目から見て極めて分かりにくい。
- ② 個人情報の定義を統一する結果、非識別加工情報も非個人情報となるので、区別する理由がなくなる。

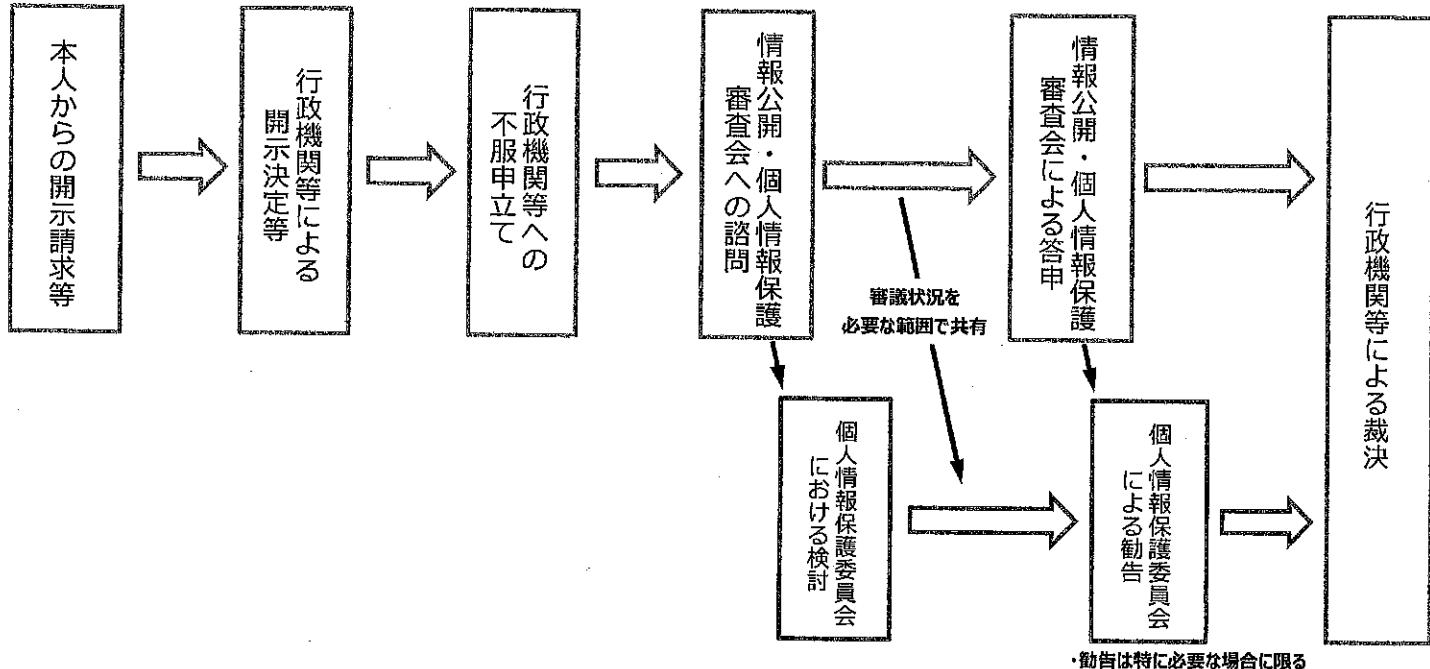
2. 一元化の機会に、匿名加工情報は行政機関等にとっても非個人情報であるとの前提で、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する。

【具体的な内容】

- ① 匿名加工情報の作成は、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能
⇒ 安全管理措置の一環としての匿名加工も当然に可能
- ② 匿名加工情報の取得も、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能
⇒ 匿名加工情報を取得した場合、民間部門に準じた安全管理措置義務・識別行為禁止義務を課す
- ③ 匿名加工情報の提供は、以下の場合に限り可能
 - ア 提案公募手続を経て契約を締結した者に提供する場合
 - イ 法令の規定に基づく場合
 - ウ 加工元の個人情報の提供が可能な場合

行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い

- 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを整合的に処理する必要性から、一元化後も、情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持する。
- ただし、一元化後は、行政機関等による開示決定等の当否についても個人情報保護委員会による監視・監督を及ぼす必要があることから、個人情報保護委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告を行い得ることとする。
- 個人情報保護委員会による上記勧告は、情報公開・個人情報保護審査会における審議内容を踏まえ行われる必要があることから、審議状況を必要な範囲で個人情報保護委員会と共有するための仕組みを検討する。



地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の進め方）

【基本的な考え方】

- 地方公共団体における個人情報の取扱いについては、平成15年の国の法制化に先立ち、大多数の都道府県及び市区町村において条例が制定され、各地方公共団体における実務が積み重ねられている。一方、国においては、平成15年の法制化以降、個人情報保護の水準確保や、個人情報の保護と活用の適正なバランスの確保の観点から、随時制度改正が行われている。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行に直面し、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの向上のための行政のデジタル化を含め、我が国社会全体のデジタル化を強力に進めていくこととされており、データ利活用の円滑化への取組も一層加速させなければならない。また、国際的なデータ流通が増大していく中で、GDPR十分性認定など、国際的な制度調和の必要性が一層高まっている。
- こうしたことから、地方公共団体も含めた我が国全体で整合的な個人情報保護制度の確立に向けて検討を行う必要がある。
- なお、検討に当たっては、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配意し、制度の安定性を確保する必要がある。



【今後の進め方】

今後は、本検討会において、地方公共団体の意見を十分聞きながら、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について、具体的な検討を行うこととし、年内を目途に取りまとめる。



地方公共団体の個人情報保護制度の検討

令和2年10月
総務省 自治行政局

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

1

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
- 等への問題提起がなされている

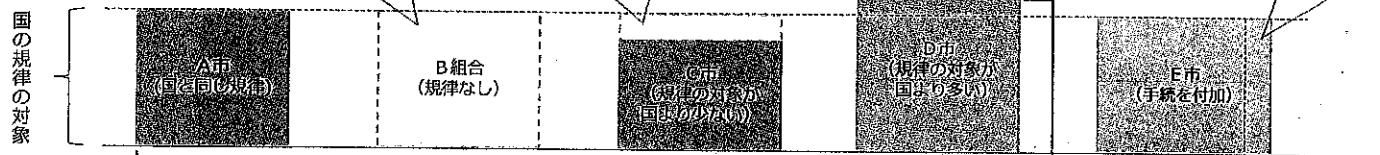
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和

- 例) EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確かな運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
 - 例) 「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 - 保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

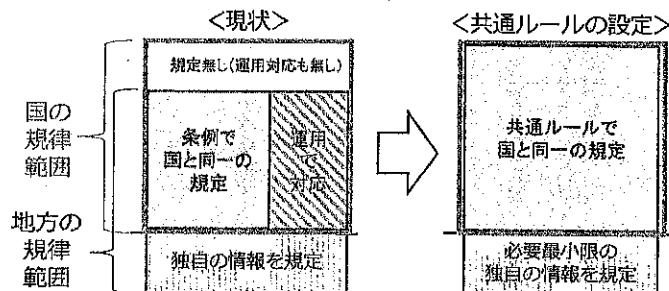
個別論点①：要配慮個人情報の定義

2

<「要配慮個人情報」の位置付け>

- ・個別法及び行個法のいずれにも、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう、取扱いに特に配慮を要する個人情報として「要配慮個人情報」の規定が置かれている。

国の制度	地方公共団体の現状
<p>行個法で要配慮個人情報の対象範囲を以下のとおり規定</p> <p>○行個法2条4項 ・人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪歴 ・犯罪被害の事実 ・政令で定める記述等が含まれる個人情報 ↓ ○行個令4条各号 ・心身の機能の障害・健康診断等の結果 ・医師等の指導・診療・調剤の事実 ・被疑者等としての刑事事件手続の事実 ・少年の保護事件に関する手続の事実</p>	<p>○多くは、行個法の「要配慮個人情報」と同一の範囲を条例で規定し、又は運用上対象として取り扱っている。</p> <p>○一部に、行個法の「要配慮個人情報」とは異なる範囲を条例で規定する例がある。 ・行個法が規定する情報を規定していない（運用上も対象としていない）場合 ・行個法が規定していない独自の情報を規定する場合 (都道府県の14.1%、市区町村の12.6%で独自の情報を規定)</p> <p><独自に規定する情報の例> ○思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等</p>



■ 検討の方向性

- (1) 共通ルールとして国と同一の「要配慮個人情報」の定義を導入してはどうか。
- (2) 「要配慮個人情報」として保護する必要最小限の独自の情報を追加することは許容できるのではないか。

個別論点②：要配慮個人情報の取扱いに係る規制

3

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
要配慮個人情報の保有の制限	<p>○個人情報全般について、取得可能な場合を規定した上で、利用目的の範囲を超える保有を禁止（行個法3条1項・2項）</p> <p>※行個法上「保有」は作成、取得、維持・管理を含む。</p>	<p>○ほとんどの地方公共団体において、 ・要配慮個人情報の取得を原則として禁止しつつ、 ・限定的に取得を可能とする要件を規定</p> <p>○取得の要件として審議会等の意見聴取手続きを規定している団体がある。</p>

<国の規制方法>

- 【2】利用目的の範囲を超えた保有禁止
- 【1】以下の場合に保有可能
・法令の定める所掌事務遂行に必要な場合
・利用目的をできる限り特定

<取得制限規定を有する地方公共団体の規制方法>

- 【1】取得を原則禁止
- 【2】以下の場合に取得可能
・法令等に定めがある場合
・事務の目的達成に必要不可欠の場合

■ 検討の方向性

個人情報全般の保有制限について、共通ルールとして行個法3条1項・2項と同等の規律を導入してはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定める要配慮個人情報の取得制限の目的は達成されるのではないか。）

個別論点③：オンライン結合制限

4

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	安全確保措置（行個法6条） ※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。	安全確保措置に係る規定 有り：1,783団体 無し：5団体
	目的外利用・提供の制限（同8条）	目的外利用・提供の制限に係る規定
	-	オンライン結合制限規定 有り：1,669団体 無し：119団体

<p>（行個法にオンライン結合制限規定が無い理由） <input type="radio"/>個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠く <input type="radio"/>利用・提供規定の運用を必要に応じ厳格に実施することが有効 （「解説 行政機関等個人情報保護法」総務省行政管理局）</p> <p>※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知（平成29年）</p>	<p>（条例のオンライン結合の制限規定の内容） <input type="radio"/>オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。 <input type="radio"/>オンライン結合を可能とする要件として、 ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」 ・「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止…のために必要な措置が講じられていると認められる場合」（行個法の安全確保措置と同等の内容）を規定している団体がある。 <input type="radio"/>オンライン結合を可能とする要件として審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。</p>
---	---

■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条（安全確保措置）や8条（目的外利用・提供の制限）と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。）

個別論点④：目的外利用・提供に関する規制

5

目的外利用・提供の要件	国の制度	地方公共団体の現状
具体的な事由	I 法令に基づくとき <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	II 本人の同意がある・本人に提供するとき <input type="radio"/>	○：1,787団体 ×：1団体
	III 統計の作成・学術研究の目的のために提供するとき <input type="radio"/>	○：676団体 ×：1,112団体
	IV 本人以外への提供が明らかに本人の利益になるとき <input type="radio"/>	○：461団体 ×：1,327団体
	V I～IV以外の具体的な事由 <input type="checkbox"/>	例：人の生命、身体又は財産の保護のため等
その他	VI （内部利用の場合、他の行政機関等に提供する場合で）相当な理由のあるとき <input type="radio"/>	【内部利用する場合】 ○：1,358団体 ×：430団体 【他の行政機関等に提供する場合】 ○：1,243団体 ×：545団体
	VII 特別の理由のあるとき <input type="radio"/>	【条例列記事項の不足を補う包括規定】 ○：1,258団体 ×：530団体 ※審議会等の意見聴取手続を規定する団体有り

<p>（条例の目的外利用・提供に関する規定の内容） <input type="radio"/>例示的に規定している要件について、具体性の程度に違いが見られる。（I～VI） <input type="radio"/>多くの団体で、条例列記事項の不足を補う包括規定が設けられている。（VII） <input type="radio"/>包括規定への該当性を判断する手続として、審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。（VII）</p>
--

■ 検討の方向性

目的外利用・提供について、共通ルールとして行個法8条と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定める目的外利用・提供制限の目的は達成されるのではないか。）

答申第62号
令和元年9月17日

神奈川県知事 黒岩祐治 様



個人情報保護制度の見直しについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第50条の規定に基づき令和元年7月3日付け公第1584号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

当審議会の意見

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）附則第8項の規定を受けて、貴職が条例の見直しを検討する次の1及び2の項目についての当審議会の意見は、次のとおりです。

- 1 第7条（個人情報取扱事務の登録）について
条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改める諮問内容は適当なものと認めます。
ただし、第7条第1項第5号の規定については、次項(1)の趣旨を踏まえた上で検討すること。
- 2 第10条（オンライン結合による提供）について
オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするとときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する諮問内容は適当なものと認める。
ただし、次の(1)から(3)について検討すること。

資料2

特定個人情報保護評価の概要について

- 1 特定個人情報保護評価について
- この行政機関や地方公共団体等が、個人番号を含む個人情報を（特定個人情報を）のデータベースを保有しようとするときは、原則として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号利用法）に基づき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのうなりリスクを低減するための適切な措置を自ら検討・評価して評価書にまとめ、公表する必要がある。
- この判断を「特定個人情報保護評価」と呼ぶ。
- 2 特定個人情報保護評価の実施レベルについて
- 地方公共団体は、以下の「特定個人情報保護評価」及び「特定個人情報保護評価指針」に基づき、当該事務の対象人数・個人番号の取扱い数による所定の評価書を作成することが求められる。

表 特定個人情報保護評価の実施レベル

事務の 対象人数	30万人以上			10万人未満			1万人以上			千人以上		
	500人 以上	500人 未満										
個人番号の 取扱い数 作成する 評価書												
国民意見の 反映 ※2	必須	考慮は任意	※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第三者点検 ※3	必須	考慮は任意	※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 基準項目評価書は実施して作成。さらに、当該事務の対象入数等に応じて全項目評価書又は重点項目評価書を作成する。

※2 本県では、「かがわ県民意見反映手続要領」に基づき県民意見を収集することとしている。

※3 所属機関の位置に関する条例及び伴宗川県警察公署・個人情報保護審査会規則に基づき、本管轄全の所掌事務等としている。

※4 重点項目評価においては、国民意見の反映と第三者点検の実施を任意とされているが、国の「特定個人情報保護評価指針の基準と手順」によると、五星で定められたは県民意見については常に評価した後、本管轄全に報告して意見を聽くこととした。

3 今回報告する特定個人情報保護評価の実施レベルについて

教育委員会財務課の「高等学校等就学支援金の支給に關する事務（公立高校）」及び厚生振興課の「高等学校等就学支援金の支給に關する事務（私立高等学校等）」の対象人数・取扱い数はいずれも次のとおり。

○対象人数…30万人未満

○取扱い数…500人未満

したがって、重点項目評価書（案）を作成し、本審査会に報告し意見を聽くこととなる。

- 1 対象範囲 （第2条）
知事、議会、教育委員会等、全ての県機関及び県が設立した地方独立行政法人が要綱の対象

- 2 手続の概要 （第4条、第5条）
(1) 評価書の作成
個人番号利用所属は、基礎項目評価書を作成し、さらに特定個人情報の対象人數及び取扱い数に応じ、重点項目評価書、又は全項目評価書を作成

- (2) 重点項目評価書作成時の手続 （第6条、第7条）
・「かがわ県民意見反映手続要領」に基づき県民意見を聽取
・「第三者点検」として神奈川県情報公開・個人情報保護審査会に報告し、意見を聽く。

- (3) 評価書の公表 （第8条、第9条）
・当該事務が存続する間、番号利用所属及び情報公開庁課に評価書を備え付け開闢に供するとともに、県のホームページでも公表

- ・当該事務を廃止した場合でも、廃止後3年間は公表を継続

- (4) 評価書の見直し・再評価 （第11条、第12条）
・作成した評価書は、毎年4月に番号利用所属で見直しを行う。

- ・見直しの結果、作成すべき評価書の種類を変更する必要があれば、改めて特定個人情報保護評価を実施

- ・評価書を作成後、5年内に特定個人情報保護評価を改めて実施

資料3-1

令和2年4月28日
神奈川県教育委員会

「学校と警察との情報連携制度」運用状況報告書

1 運用開始に至る経過

神奈川県個人情報保護審議会からの答申を受け、平成18年8月28日に、神奈川県教育委員会と神奈川県警察本部の間で、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を目的とした「学校と警察との情報連携に係る協定書」を締結した。

締結後は、県のホームページや「県のたより」、学校では児童・生徒と保護者に向けたチラシを配付し、制度の趣旨及び内容の周知に努めた。

また、教育委員会では各地区の校長会議などで、警察本部では定例署長会議や生活安全課会議で説明するなど、現場の職員に運用要領の周知を図り、平成18年11月1日より運用を開始した。

学校と警察との情報連携制度については、運用上の通称名を「児童・生徒支援ネットシステム」としていたが、平成21年度より「学校警察連携制度」に改称した。

2 検証対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間

3 検証対象事案

情報収集事案	違法行為を繰り返している事案	3件
	逮捕又は身柄通告された事案	87件
情報提供事案	生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要がある事案	1件
	計	91件
情報提供事案	違法行為を繰り返している事案	0件
	犯罪被害に遭うおそれのある事案	0件
合計	生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要がある事案	0件
	計	0件
合計		91件
※検証対象校		49校

4 検証方法

検証対象校に対し、下記5に記載の検証項目について、協定書及び学校警察連携制度ガイドライン等に基づいて適正に運用されているかを検証した。
その後、教育委員会と警察本部が検証結果を持ち寄り、合同で検証会議を開催した。

5 検証項目

- (1) 情報収集又は情報提供の事案及び件数
- (2) 情報収集事案及び情報提供事案の内容
- (3) 連携の従事者及び取扱者
- (4) 情報収集及び情報提供の方法
- (5) 本人への通知
- (6) 保護者への連絡
- (7) 連絡票の収集及び作成
- (8) 教育委員会への報告
- (9) 教育委員会の協議
- (10) 秘密の保持
- (11) 連絡票の管理
- (12) 校長の責務
- (13) 検証対象校における本制度に関する評価
- (14) 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の効果

6 検証結果

全ての事案において、本制度の趣旨に基づいて運用されており、個人情報保護の観点からも秘密の保持が徹底されるなど、適正に運用されていた。
また、本制度の目的である児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成については、学校警察連携制度の適切な運用により、保護者と連携した効果的な指導・支援を行うなど効果が得られている。

7 運用状況

別添「学校警察連携制度 運用状況一覧(神奈川県教育委員会)」のとおり

逗子市教育委員会 御中

29 逗個情運発第12号
2018年(平成30年)1月26日



学校保健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の
健康診断に関する個人情報の目的外提供について（答申）

2018年（平成30年）1月15日付け、逗子市教育委員会諮詢第1号「学校保
健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の健康診断に關す
る個人情報の目的外提供について」に係る逗子市個人情報保護条例第10条第1
項第4号の規定に基づく個人情報の目的外提供につきましては、審議の結果、
諮詢の内容を適当と認め答申します。

なお、当該目的外提供の事務の実施にあたっては、情報提供契約書等において、
市、提供先及びその委託先の業務分担やその責任の所在を明確にされると
ともに、市としても本人・保護者に対し、提供に際し拒否も可能であることな
どの説明を行い、提供先の事業内容への理解、周知を図られるよう申し添えま
す。

また、当該事業が今後どのように進めていくのかについては、情報収集
をし、検証されていくことを希望します。

以上

(別添)

担当所管名	教育部 学校教育課
事務の名称	健康安全管理に関する業務
質問の概要	
学校保健安全法第13条、同法施行規則第5条及び第6条に基づき実施された児童・生徒の健康診断に関する情報の一部について、一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構に対し、情報提供契約及び業務委託契約書に基づき、提供をするもの。機関が京都大学との共同研究として、総務省、文部科学省、経産省の助成を受けて全国に行っている取り組みである。	
一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構が委託する学校健診情報センターが、対象となる児童生徒健康診断票に記載された情報を中学校内で電子データ化し、個人が識別できる部分（氏名、生年月日、クラス番）について電子上切り取る作業を行って、個人が識別できない電子データのみ、一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構に提供をする。	
提供される情報は、公衆の健康増進及び疫学的解析に基づく疾病の発生原因の学術研究による公衆衛生の向上等に利用するものであり、より多くの情報を収集することにより、より正確な研究成果が期待される。	
また、悉皆調査を行うことにより、市へ還元された情報が現実に即したものとなり、市の情報としての活用に役立つものになる。	
なお、医学の本質である悉皆調査を行うため、生徒、保護者に対する取り組みの周知と拒否の機会という形で実施する方向で考えている。これは、個人情報の保護に関する法律、及び、文部科学省・厚生労働省からの指針を遵守した方法である。	
(平成29年度は保護者に通知をし、文書による同意書を求め、本人（保護者）同意ということで目的外提供をした。今後、同意書の文書提出は実施しないが、本人・保護者への周知や、問い合わせ、拒否の対応については機構に責任をもつて対応してもらう予定である。)	
事務の目的及び 根拠法令等	学校で健康診断を実施することにより、児童・生徒の健康を保持するため（学校保健安全法及び同法施行規則に基づき実施）
対象となる個人の類型・対象者数	市内公立中学校3年生
第10 条 提供先 提供の理由	市内公立中学校3年生生徒の、小学校1年生から中学校3年生までの児童生 一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構 公衆の健康増進及び疫学的解析に基づく疫病の発生原因の学術研究による 公衆衛生の向上等に利用するものであり、提供する情報は、本機関（教育 委員会）のみ保有している情報で、既存の情報を活用することに理由があ ると認められるため。
本人通知	事業実施前に本人及び保護者に通知する。



30 逗子市教育委員会監査課第1号
2018年(平成30年)1月15日



逗子市教育委員会監査課第1号

逗子市個人情報保護運営審議会
会長 立川丈夫様

このことについて、逗子市個人情報保護条例第10条第1項第4号の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮詢いたします。
個人情報の目的外提供について(諮詢)

【事務担当】
教育部学校教育課
内線 516

(15) 連 個 情 運 発 第 3 号
2020 年（令和 2 年）10 月 22 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様



医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供について（答申）

2020 年（令和 2 年）10 月 7 日付け、監問第 24 号「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供について」に係る逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく保有個人情報の目的外提供につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

なお、本事業が新規事業であることから、今後認定事業者と事務を進めて行く中で、現在予定されている情報提供の範囲、提供先、提供方法などにつき、大きな変更が生じた場合は審議会への報告もしくは諮詢を行なうことを求めます。

以上

（写）

（15）



(別添)

受付 2020-7月

質問第 24 号

2020 年(令和 2 年) 10 月 7 日

逗子市個人情報保護審議会
会長 安達 和志 殿

逗子市長 桐ヶ谷 勲

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく個人情報の提供について(質問)

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別添事案についてご尋ねいたしました。

担当所管名	高齢介護課、国保健課
事務の名称	次世代医療基盤法に基づく国保健医療業務及び健康増進法に基づく健康業務に係る情報、介護認定審査に係る情報の提供事務
質問の概要	<p>本市においては医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(以下「次世代医療基盤法」という。)に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者(以下認定事業者といふ。)への医療情報の提供を検討している。</p> <p>次世代医療基盤法の目的は、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報を作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。」とされどおり、本市としても法の目的を踏まえ、医療情報を提供・利活用することは、健康・医療・介護の質向上等に寄与し、公益上の必要性があると考えている。</p> <p>本市では、「健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み」を実施しており、次世代医療基盤法の成立に伴い、認定事業者へ医療情報を提供し、分析・利活用を通じて、市内にビジネスが起こることを期待するとともに、介護予防及び市民の健康増進を推進する取り組みを実施するため、保有する医療情報について次世代医療基盤法に基づき認定事業者へ提供していくもの。</p>
事務の目的及び根拠法令等	<p>医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(略称「次世代医療基盤法」)に係る関係法令</p>
対象となる個人の類型・対象者数	<p>次世代医療基盤法に基づく医療情報</p> <p>国保健課: 「国民健保保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、特定健診検査対象者及び受診者、高齢者健診対象者及び受診者、がん検診・肝炎検査・骨粗しょう症検診対象者及び受診者」</p> <p>高齢介護課: 「逗子市介護保険認定要支援者及び要介護者」約 4,000 人(令和 2 年 6 月末時点)</p>
第 10 余条關係	<p>目的外提供する保有個人情報の内容</p> <p>次世代医療基盤法に基づく医療情報(予定している情報)</p> <p>国保健課: 「突合 CSV データ: KDB 被保険者台帳、健診結果、医療レセプト管理、医療審査名、医療摘要、医療最大医療資源 ICD 別点数、介護給付基本実績」、「地域健康支援システム健康かるて: 健診・検診・検査結果」(※別紙 1 のとおり)</p> <p>高齢介護課: 「要介護・要支援認定申請者情報: 認定調査情報、主治意見書情報、要介護認定情報、介護レセプト等情報、「突合 CSV データ: KDB 被保険者台帳、介護給付基本実績」「介護保険システム保有データ: 介護保険事業状況報告、保険者向け給付実績情報」(※別紙 2 のとおり)</p>

【事務担当】
福祉部 国保健課 健康係 内線 232
福祉部 高齢介護課 介護係 保険係 内線 246

提供先	認定型各加工医療情報作成事業者（一般財団法人日本医療会医療情報管理機構（J-MIMO）の子会社）
提供の理由	<p>・次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供は公益性があると認められるため ・高齢者の保健事業と介護予防の一體的な実施に向けた基盤整備及び次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報の医療分野における研究開発に資するため、本市国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者等の健康診査及び検診、レセプト等医療情報の抽出・分析が必要であるため。</p>
本人通知	<p>■ 実施 ■ 保健医療課（年1回、送付時点において国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者・健診普査者に基づく成人保健事業対象者または、今後、国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者、健診普査法に基づく成人保健事業対象者となるものに医療情報の提供を拒否する場合の意思を確認するもの） ■ 骨髄介護課（年1回、送付時点において本市介護保険被保険者で且つ要介護又は要支援者であるものに医療情報の提供を拒否する場合の意思を確認するもの）</p> <p>□ 省略（理由： ）</p>
備考	<p>令和2年9月14日付「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供方法について」に基づき、次の通り実施する。 <取り扱い情報> 提供する情報については提供事業者と協議したうえで、必要最低限の情報に限るものとすると共に、特定個人情報（マイナンバー）の提供については不可とする。 <利用可能外部媒体> • CD-R • DVD-R • FD、CD-RW、DVD-RW等、上書き（再書き込み）可能な媒体は不可とする。 <記録・保管> • 形物外部媒体の利用は禁止とする。 • 提供までの間、外部媒体を保管する際には保管場所が施錠されており、アカセスを認められない者が容易にアカセスできない状態で保管すること。 • 保存するデータは暗号化を行い、パスワードの設定も併せて行うこと。 <提供方法></p>

提供方法については、「提供事業者が直接受領に來庁する方法」または、「郵送による方法」とする。
○ 提供事業者が直接受領に來庁する方法 運用管理者の承認を受けたうえで、封付きのケースに整納し、保存するデータは暗号化および、パスワードを設定する。 また、事前に提供事業者から受領日時、受領者の氏名について連絡を受けたうえで、受領時に相手の身分を確認し引き渡すものとする。 ※ケースの方ギは、ケースと同時に引き渡さないようにすること（郵送等により事前に引き渡しを行うこと）
※受領者については、公共交通機関（タクシーは除く）の利用は不可とし、本市データを受領した後は、本市と事業者データセンターの間に別件への立ち寄りは不可とする。
○ 郵送等による方法 運用管理者の承認を受けたうえで、書留郵便によるものとする。なお、保存するデータは暗号化および、パスワードを設定する。 <提供データの記録> 運用管理者に提供するデータの内容、提供方法、提供日等の承認を受けたうえで、記録（データ提供記録簿等（担当所管課毎に管理）による）を付け置するものとする。 <セキュリティ事故の発生> 情報セキュリティ事故が発生した場合には、「情報セキュリティ事故対応手順」に基づき適切かつ迅速な対応を実施すること。 <その他> 情報の取り扱いについては、「選子市情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」および、「情報セキュリティ実施手順」の規定を遵守するものとする。

日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体として、法律による
自治体の個人情報保護制度の標準化について慎重な検討を求める意見書（案）

わが国の個人情報保護法制は、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた。その最初のものは、市議会での指摘を受けて1975年に制定された「国立市電子計算組織の運営に関する条例」である。国立市では、同条例を基に1986年に自己情報コントロール権を保障する「国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を制定し、市議会決議を受けて2003年に「国立市個人情報保護条例」に全面改正し、その後も個人情報の一層の保護を図る条例改正を重ねてきた。

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取り扱い方法は、自治体ごとに条例で規定されている。国立市の条例では思想・信条等に関わるセンシティブ情報の収集や個人情報の目的外利用は原則禁止され、特に必要がある場合であっても、予め審議会の意見を聴かなければならない。

一方、国が個人情報保護関連3法を施行したのは、国立市の条例から30年経た2005年である。2016年には、ビッグデータとして活用するための「非識別加工情報」の仕組みが導入され、法の目的に「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現」のための「個人情報の有用性」の配慮が盛り込まれるなど、地方自治体の個人情報保護制度とは根本的な部分で異なっている。国の個人情報保護制度が変質してきた背景には、多種多様な個人に係るデータをビッグデータとして利活用し、データビジネスの活性化につなげたい産業界の意向がある。産業界は、地方自治体が保有する個人情報についても、その範囲や取り扱い方法が異なることが「民間による行政データ活用の大きなハードルになる」（2019年第12回経済財政諮問会議・有識者議員提案）として、個人情報保護法制の一元化を求めてきた。

これらの動きに対して、地方自治体サイドでは、個人データの広範な利活用に道を開く個人情報保護法制の一元化に慎重な姿勢を取ってきた。国の個人情報保護委員会が地方自治体や地方三団体と意見交換を行うために設置した「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」は第4回電話会議（7月3日）で打ち切られたが、複数の自治体側参加者が、個人データの利活用や検討の進め方に懸念を表明した。懇談会の打ち切り後も、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないよう慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し（9月7日「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」）、全国市議會議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

地方自治体が慎重な検討を求める中、政府は、地方自治体ごとに異なる個人情報の取り扱いに共通ルールを規定し、標準化する個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出しようとしている。

よって、国立市議会は日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体議会として、自治体の個人情報保護条例を法律で標準化し、一律に個人データを利活用することに対しては、地方自治体の意見を十分に聞きながら、納得できる形で丁寧かつ慎重な検討を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2020年11月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、個人情報保護委員会委員長、内閣官房長官、総務大臣

個人情報保護法の改正について慎重に検討するよう求める意見書

地方自治法が保有する個人情報の範囲や取扱方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法制においては、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた歴史がある。

個人情報の取扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためにには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため地方自治体の条例には、要配慮個人情報に独自の情報を加えたり、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取するなど、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。

そうした中、政府は、官民で異なる個人情報の定義などを揃え、医療分野のデータ活用や災害時の個人情報提供などを円滑に進めること等を目的とし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出することを目指し、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリングとともに実態把握や論点整理を実施し、改正内容の検討を進めてきた。

一方、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないよう慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し（9月7日「個人情報保護制度見直しに関する検討会」）、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

よって、あきる野市議会は政府に対し、個人情報保護の見直しについて、慎重に検討を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月17日

東京都あきる野市議会

議長 天野正昭

提出先

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 デジタル改革担当大臣
個人情報保護委員会委員長